

平成二十一年三月二日提出
質問第一七六号

社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問主意書

提出者
山井和則

社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問主意書

- 一 新たな保育参入の仕組みにおいて運営費の支払いの時期・方法はどのようになるのか。
- 二 一において何ヶ月かのタイムラグができるとしたら、市町村に対して、その資金を持たない事業所へは貸付の義務を設けるなどの指導・調整がされるのか。
- 三 受給権になると、運営費が、日割り計算もしくは時間割計算になるのか。
- 四 もし、日割り計算もしくは時間割計算になるならば、障害者自立支援法でもそうであったように、結果として運営費が下がるのではと不安視されているが、現時点ではどのように考えられているか。
- 五 もし、受給権が通常利用と短時間利用に分けられるとしたら、その境界は何か。
- 六 通常利用Ⅱ現行制度の保育に欠ける入所児童、短時間利用Ⅱ現行制度の一時保育児童という認識でよいのか。
- 七 六の認識でよいとすれば、短時間利用者の保育にあたっては一時保育の専用スペース等、保育所保育指針や第三者評価の着眼点に挙げられている現行制度の一時保育の考え方が適用されるという理解でよいのか。

八 七の理解でよい場合、一時保育の環境が整備されている短時間利用者の受け入れ可能な保育所とそうでない保育所に区別されることになるが、そのような理解でよいか。

九 また、三歳以上児については短時間利用が定期的にあるケースの場合、「毎日通うのが通常であるような保障をしていく」とされているが、三歳未満児についてはどのように考えているか。

十 三歳未満児（低年齢であるほど）はより養護的・個別的な配慮と安定した保育環境が求められる。三歳以上児に限定されているのは、三歳以上児には幼稚園的観点で言うところの教育があると考え、三歳未満児の処遇を軽視しているからではないか。

十一 待機児童の保護者は入所さえできれば、どの保育所でも良いということではない。人気のある保育所・人気のない保育所が明らかにある。制度が変われば選択肢が広がるような報道がなされている。受給権を持っていたとしても空いている人気のない保育所しか選べず、選択肢が広がるようには考えにくい。が、いかがか。

十二 もし、選択肢が広がるとしたら新たな事業者の参入しか考えられないが、そのことにより、人気のない保育所が淘汰されることは止む無しという考えか。

十三 自由に企業参入をさせるのではなく、企業が参入する場合は、社会福祉法人格を取得することを要件とすれば、適正な入り口規制になると考えるがいかがか。

十四 待機児童のさほど多くない都心部以外の地域や全く現状で問題のない地域が多いにもかかわらず、待機児童の多い限定的一部の地域のために制度のすべてを見直すのは何故か。

十五 政府委員会の中では、「保育所は高コスト」であるような意見が聞かれるが、厚生労働省も同様の考えか。

十六 朝早くから夜遅くまでをカバーしている保育士等は、むしろ処遇が低すぎると感じるが、厚生労働省は、どのような認識なのか。

十七 受給権とバウチャー制の違いは、どこにあるのか。

十八 待機児童対策や多様な保育ニーズに対応するための新たな取り組みについて、民間施設等給与等改善費の算定基礎となる職員平均勤務年数を算出する際、現在その分母は「一日六時間、週四日以上勤務する者（いわゆる常勤者）」とするように規定されているが、例えば保育の実施現員に対して最低基準換算で分母を固定するなど、多様なニーズに対応するための職員については別換算にし、社会的貢献度の高い保

育所がやる気を損なわないような、むしろインセンティブが働くような施策についても今回の制度改革と同時に改善するなどの考えはあるか。

右質問する。